

課題等対応のための平成24年12月の主な動き、取組

1 厳しい雇用失業情勢への対応（平成24年10月内容）

有効求人数	29,463人	対前年同月比	10.9%増
有効求職者数	42,916人	対前年同月比	2.2%減
有効求人倍率	0.67倍	対前月	同水準

- ・引き続き、各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・引き続き、積極的な求人開拓の実施
- ・引き続き、雇用調整助成金による雇用維持支援
- ・円高等に伴う雇用状況への影響把握

2 「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」の平成24年度の受付を再開

労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営等を行う事業主等にその費用の一部を助成する「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」の設置費・増築費の認定申請の受付を再開します

3 パートタイム労働、育児・介護休業関係相談会を開催

パートタイム労働法及び育児・介護休業法の周知を行うとともに個別の相談に応じるため、11月に引き続き県内のハローワーク4か所で相談会を実施します

10月の有効求人倍率は0.67倍で、前月と同水準

鹿児島県の10月の有効求人倍率(季節調整値)は0.67倍となり、前月(0.67倍)と同水準となりました。

新規求人倍率(季節調整値)は1.07倍となり、前月(1.03倍)を0.04ポイント上回りました。

新規求人数は前年同月比12.6%増と7ヶ月連続の増加となりました。

産業別では、建設業(5.7%増)は2ヶ月連続の増加、製造業(18.6%増)は3ヶ月ぶりの増加、運輸業、郵便業(1.5%増)は再び増加、卸売業、小売業(8.2%増)は7ヶ月連続の増加、宿泊業、飲食サービス業(20.2%増)は再び増加、医療、福祉(12.7%増)は33ヶ月連続の増加、サービス業(27.3%増)は再び増加となりました。

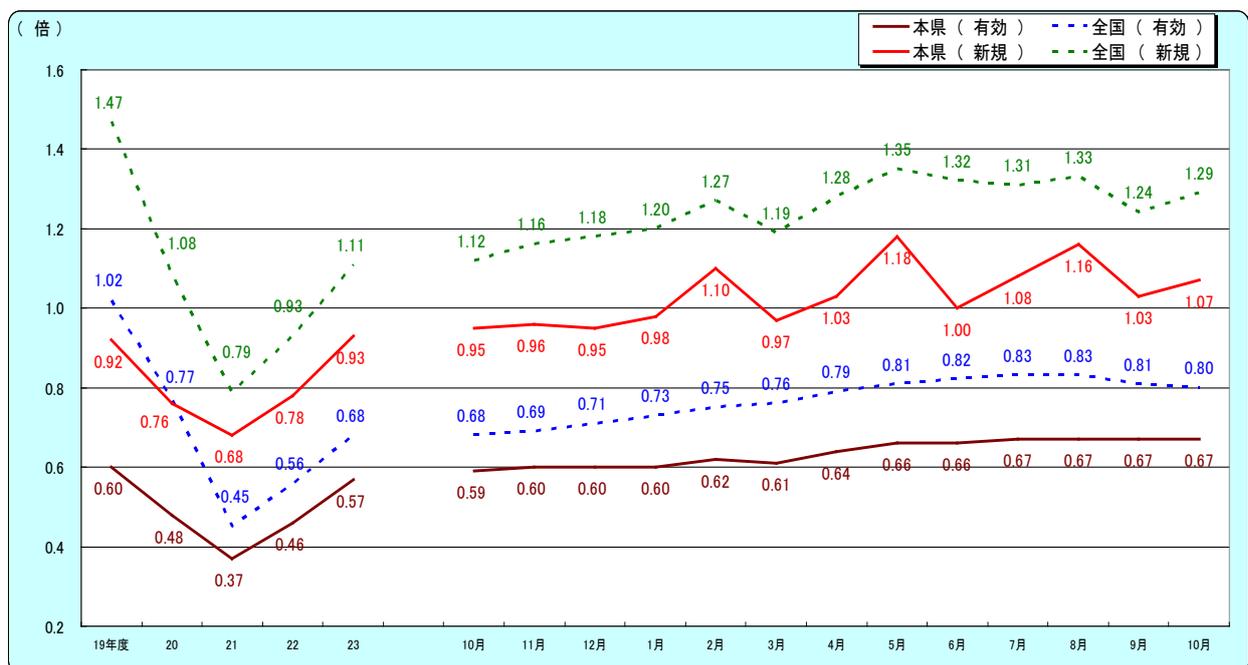
新規求職者数は前年同月比3.2%増と17ヶ月ぶりに増加となりました。

新規常用求職者について態様別で前年同月比でみると、在職求職者(10.8%増)は4ヶ月ぶりに増加となりました。また、離職求職者(6.0%増)は3ヶ月ぶりに増加、無業求職者(15.7%減)は12ヶ月連続の減少となりました。離職求職者の内訳では事業主都合離職者(5.5%増)は3ヶ月ぶりに増加、自己都合離職者(6.6%増)も3ヶ月ぶりに増加となりました。

政府の11月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「景気は、世界景気の減速等を背景として、このところ弱い動きとなっている」とし4ヶ月連続で下方修正しました。また、雇用情勢についても、「依然として厳しさが残るなかで、このところ改善の動きに足踏みがみられる」と1年5ヶ月ぶりに下方修正しました。

鹿児島県の雇用情勢は、新規求人数が、高水準で推移している等持ち直しの動きを続けています。一方で、有効求職者数も依然として高水準にあり、また、観光関連の減速感が強まるなど県内景況全体として、厳しい面が見られることから、今後の動きには引き続き注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・高齢者・障害者の就労促進、産業構造の変化を踏まえた公的職業訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による積極的な就労・生活支援対策の展開等をおこない「全員参加型社会」の実現に向け、雇用維持や就職支援等に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。



「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」の 平成 24 年度の受付を再開します

労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営等を行う事業主等にその費用の一部を助成する「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」が設けられています。

今年度については、予算の関係上、新たな設置費・増築費の認定申請を停止していましたが、助成再開へのご要望と行政事業レビュー公開プロセスにおける「抜本的改善」との指摘を踏まえ、平成 25 年度以降新たにスタートする見直し内容の一部を前倒しして、受付を再開いたします。

原則として、設置費・増築費については、その工事着工前に認定を受ける必要がありますが、この受付の再開に関しては、既に建築工事に着手している場合であっても認定申請が可能になる場合があります。

再開にあたっての見直し内容などについては、別紙のとおりです。

なお、詳細については、雇用均等室まで問い合わせください。

(雇用均等室)

**平成24年4月17日以降に建築工事に着手し、
平成24年12月31日までに運営開始予定の事業所内保育施設について**

**「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」は、
以下の内容で平成24年度の受付を再開します**

【注意事項】

- ◆ 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金については、平成24年4月17日以降、新たな設置費・増築費の認定申請を停止していましたが、以下の内容で **設置費・増築費の認定申請の受付を再開**することにしました。
- ◆ 本助成金は、行政事業レビュー公開プロセスにおける「**抜本的改善**」との指摘を踏まえ、平成25年度以降新たにスタートすることとしていますが、助成再開へのご要望を踏まえ、見直しの内容を一部前倒しして実施するものです。
- ◆ 平成24年4月17日以降に着工し、平成25年1月以降に運営開始する事業所内保育施設の認定申請も同時に受付を再開します。その新たな支給内容は、裏面のお問い合わせ先にご照会ください。

支給対象となる事業所内保育施設

- **平成24年4月17日以降に建築工事に着手し、かつ、平成24年12月31日までに運営開始する事業所内保育施設**
- **保育施設の最低定員 10人 ⇒ 6人** を対象とします
- 入所乳幼児数が、**施設定員の60%以上** (中小企業は30%以上)
かつ、自社で雇用する労働者が養育する乳幼児が全入所乳幼児の半数以上 いる施設



支給の内容

【設置費・建替費・増築費】

- 助成率 大企業 $1/2 \Rightarrow 1/3$
(中小企業は設置費2/3, 建替費・増築費1/2で変更ありません)
- 限度額 大企業の設置費・建替費
 $2,300万円 \Rightarrow 1,500万円$
(中小企業は2,300万円に変更ありません)
大企業の増築費
 $1,150万円 \Rightarrow 750万円$
(中小企業は1,150万円に変更ありません)

【運営費】

- 助成期間 最長10年 \Rightarrow 最長5年
(運営費の助成率は大企業1/2、中小企業2/3のまま変更ありません)

【保育遊具等購入費】

- 廃止します

申請時期

【認定申請期間】

- 平成24年10月31日以降
(支給申請と同時に平成25年1月31日まで認定申請可)

【支給申請期間】

- 平成25年1月1日～1月31日

※認定申請・支給申請とも提出先は都道府県労働局雇用均等室

<お問い合わせ先>

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課育児・介護休業推進室
03-5253-1111内線7859



パートタイム労働、育児・介護休業関係相談会を 開催しています

パートタイム労働法及び育児・介護休業法の周知を行うとともに個別の相談に応じるため、11月から鹿児島、国分、鹿屋、大隅のハローワークで相談会を実施してきました。12月も引き続き、下表のとおり、4か所のハローワークで相談会を開催します。

賃金の決め方等パートタイム労働者と正社員とのバランスのとれた処遇や正社員への転換などパートタイム労働に関する相談、及び育児・介護休業や子の看護休暇、育児のための短時間勤務の取得など両立支援に関する相談を労働者（パートタイム労働者含む）等からお受けします。

あわせて両立支援、パートタイム労働関係の助成金・奨励金に関する相談もお受けします。

※相談会についてのお問い合わせ先：雇用均等室 ☎ 099-222-8446

開催日	ハローワーク	相談時間	電話番号
平成24年12月 5日	伊集院	10:00~16:00	099-273-3161
平成24年12月 7日	ワークプラザ天文館	10:00~16:00	099-223-8010
平成24年12月12日	出水	10:00~16:00	0996-62-0685
平成24年12月13日	指宿	10:00~16:00	0993-22-4135

★相談受付は15時45分で終了します。

☆当日は専門の職員が対応します。

育児・介護休業関係：雇用均等指導員

パートタイム労働関係：雇用均等指導員

(雇用均等室)